平成２７年（フ）第１９６号
静岡県富士市大淵2944番地の２
債務者　小澤千依乃
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２０２号
静岡県富士市宮島1017番地の１　ベルラン88405号、前住所静岡県富士市宮島322番地の１シティハイツさの201号
債務者　日髙　秀好
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２０３号
静岡市清水区宮下町３番８号　県営宮下団地１棟103号、前住所静岡県富士市鮫島289番地の２　プリムローズＡ―12号
債務者　加藤　秀也
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１３７号
愛知県稲沢市井之口大宮町92番地
債務者　三宅　共子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６３号
岡山県美作市上山517番地、前住所滋賀県彦根市稲部町39番地２（101号）
債務者　白子　愛也
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第６７号
岡山県津山市小田中281番地、前住所岡山県津山市小田中291番地
債務者　難波敬次朗
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第７３号
岡山県津山市高野本郷1620番地６　高野宿舎２―102号室
債務者　杉原　弘人
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１９６号
香川県高松市伏石町2008番地１　リビングタウン伏石ⅡＡ―108
債務者　小山　智明
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９１号
長崎県諫早市栄田町42番16号ハイツ綾月205号、前住所長崎県諫早市松里町1613番地１フロンティアＴＡＣＨＩＢＡＮＡ305号
債務者　西岡さゆり
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
長崎県大村市富の原２丁目184番地１エミネント富の原102、前住所長崎県諫早市飯盛町開1233番地81カーサ小島101
債務者　後田　弘喜
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
鹿児島県枕崎市駒水町８番地
債務者　駒水　信夫
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第４４７号
仙台市若林区今泉２丁目18番53号
債務者　地紙　千恵
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５６３号
仙台市泉区八乙女中央４丁目８番２―606号
債務者　河野　真治
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５６４号
仙台市泉区八乙女中央４丁目８番２―606号
債務者　河野　晃子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６７号
富山県高岡市角561番地　特別養護老人ホームあさひ苑、住民票上の住所富山県高岡市能町1513番地10
債務者　大林　みつ
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１０７１号
名古屋市中村区千成通６丁目９番地　ヒサゴハイツⅠ　107号
債務者　平尾　　豊
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２２１号
名古屋市天白区表山１丁目1702番地　ペールジャルダン八事101
債務者　仲山　香里
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部